

プレスリリース [2019年7月19日]

## 町田市行政不服審査会 2017年度第1号事件の答申について

2019年7月17日に町田市行政不服審査会から2017年度第1号事件について答申が行われましたのでお知らせします。

答申の概要は、次のとおりです。

### ■ 事案の概要

審査請求人が、2016年10月11日に町田市個人情報保護条例の規定に基づき、本人及び本人の娘の相談記録等を開示請求したところ、同月24日、町田市長は、「障害者虐待防止法に基づく通報書」及び「障がい者虐待相談受付・ケース記録」について非開示（請求対象情報の全てを非開示とすること）の決定を行った。そこで、審査請求人は2016年12月27日、決定を不服として審査請求を行った。

### ■ 審査会の判断

町田市長から2017年5月2日付けで諮問を受けた行政不服審査会では、処分庁（担当部署）に対する事情聴取を含めて9回にわたり審議を行い、「障害者虐待防止法に基づく通報書」については、非開示とした処分庁の判断が妥当であるが、「障がい者虐待相談受付・ケース記録」については、非開示を取り消すべきであると判断し、その旨を答申した。

なお、行政不服審査会は、「障がい者虐待相談受付・ケース記録」のうち、ケース会議の出席者や開催場所については、引き続き非開示が妥当である、とした。

### ■ 本件に関するお問い合わせ先

総務部市政情報課 課長 中島 TEL 042-724-8407